

各位

会 社 名 オリンパス株式会社

代表者名 代表取締役社長執行役員 髙山 修一

(コード:7733、東証第1部)

問合せ先 広報・IR室長 南部 昭浩

(TEL. 03-3340-2111代))

平成24年3月期第2四半期報告書の提出遅延のお知らせ

当社は、平成 24 年 3 月期第 2 四半期報告書について、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 に定める提出期限である平成 23 年 11 月 14 日までに提出できない見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 平成24年3月期第2四半期報告書の提出遅延について

当社は、平成 23 年 11 月 1 日付の適時開示「『第三者委員会』設置のお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社の過去の一部買収案件等について、外部有識者による第三者委員会を設置し、現在、第三者委員会による調査が行われています。また、平成 23 年 11 月 8 日付の適時開示「過去の損失計上先送りに関するお知らせ」および「第三者委員会の調査対象拡大及び人事異動のお知らせ」でお知らせしましたとおり、調査の過程において、当社が 1990 年代ころから有価証券投資等にかかる損失計上の先送りを行っていたことが判明し、かかる事実関係についても第三者委員会の調査対象としていただいております。

当社としては、この調査結果の報告を受領した上で、平成 24 年 3 月期第 2 四半期報告書の適正性を確認し、会計監査人から四半期レビュー報告書を受領する予定であります。従って、平成 24 年 3 月期第 2 四半期報告書は金融商品取引法に定める提出期限の平成 23 年 11 月 14 日までに提出できない見込みとなりました。

2. 監理銘柄(確認中)への指定について

東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第605条第1項第13号aにより、金融商品取引法に定める提出期限までに四半期報告書を提出できる見込みがない旨を開示した場合は、当該銘柄を「監理銘柄(確認中)」に指定することとされています。従って、東京証券取引所から投資家の皆様に対する注意喚起のため、当社株式は「監理銘柄(確認中)」に指定される見込みです。

3. 第三者委員会のスケジュール等について

第三者委員会の第1回会合は、平成23年11月1日に実施され、これまで、数回の会合が行われております。現在、第三者委員会による厳正かつ徹底した調査が行われており、当社はこれに全面的に協力しております。また、今後につきましても、引き続き、適宜会合が実施され、関係者インタビュー等による調査を経た上で、第三者委員会からは、12月初旬を目処に調査結果が報告される予定です。

4. 今後の予定について

第三者委員会の調査結果を受領次第、速やかに決算発表並びに四半期報告書の提出を行う予定です。 当社としては、監査法人等、関係者の協力を得ながら、平成23年12月14日までに平成24年3月期 第2四半期報告書を提出できるよう最大限努力してまいります。

株主、投資家、お取引先、お客様、その他の関係者の皆様にはご迷惑をおかけすることを、深くお 詫び申し上げます。

以上